

クレジットカードの記載方法等について

1. クレジットカードの記載方法について

(1) カード使用時点・口座振替時点並立記載方式

【記載方法】

- クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するとともに、同額を収入（その他の収入）に計上する。さらに、カード会社等に支出した口座振替時点で、支出した金額を「その他の経費」に計上する。

(メリット)

- カード使用時点で支出の目的ごとに支出額を計上するため、政治資金が何に使われたのか明らかである。
- 実際に現金が移動する口座振替時点で支出額を計上するため、現金の流れに沿った記載とすることが可能。

(デメリット)

- カード使用時点で収支両建てで計上することに加え、口座振替時点で再度支出に計上するため、記載が煩雑になる。
- 収入を経理上の処理として計上し、支出を二重に計上するため、収入及び支出の総額が実態と乖離してしまう。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	食事代	50,000	H21. 1. 20	〇〇店	クレジットカードによる支払
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	会議室借上代	30,000	H21. 1. 25	〇〇ホテル	クレジットカードによる支払
	合計	80,000			
2 政治活動費					
(6) その他の経費	クレジットカードによる支払	80,000	H21. 3. 10	〇〇カード	
	合計	80,000			

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	50,000	H21. 1. 20	
	金銭以外のものによる支出相当分	30,000	H21. 1. 25	
	合計	80,000		

(2) カード使用時点単独記載方式

【記載方法】

- クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するのみとする。カード会社等に支出した口座振替時点では記載を要しない。

(メリット)

- カード使用時点で支出の目的ごとに支出額を計上するため、政治資金が何に使われたのか明らかである。

(デメリット)

- 実際の現金の移動が無いにもかかわらずクレジットカードの使用を支出ととらえることの是非について検討する必要がある。
- 口座振替時点で記載しないため、実際の現金の流れを反映していない(特に、カード使用時点と口座振替時点が年をまたぐ場合に、年末時点における実際の現金残高と帳簿上の現金残高(繰越額)の差額の取り扱いについて検討が必要)。

(デメリットへの対応)

- 「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載し、実際の現金の流れを補足する。ただし、備考欄への記載は任意事項であり義務づけは不可。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	食事代	50,000	H21. 1. 20	〇〇店	クレジットカードによる支払 H21. 3. 10 〇〇カード
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	会議室借上代	30,000	H21. 1. 25	〇〇ホテル	クレジットカードによる支払 H21. 3. 10 〇〇カード
	合計	80,000			

(3) 口座振替時点単独記載方式

【記載方法】

- カード会社等に支出した口座振替時点で、支出した金額を「その他の経費」に計上するのみとする。クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点では記載を要しない。

(メリット)

- 実際に現金が移動する口座振替時点で支出額を計上するため、現金の流れに沿った記載とすることが可能。

(デメリット)

- カード会社等に対する支出として一括計上されるため、政治資金が何に使われたのか明らかでない。

(デメリットへの対応)

- 「備考」欄に支出の目的、支出金額、カード使用時点、物品やサービス等の購入先等の情報を記載し、政治資金の用途に関する情報を補足する。ただし、「備考」欄への記載は任意事項であり義務づけは不可。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(6)その他の経費	クレジットカードによる支払	80,000	H21. 3. 10	〇〇カード	食事代 50,000 H21. 1. 20 〇〇店 会議室借上代 30,000 H21. 1. 25 〇〇ホテル
	合計	80,000			

(4) 口座振替時点目的別記載方式 (その1)

【記載方法】

- カード会社等に支出した口座振替時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。この際、支出年月日は口座振替時点とし、支出を受けた者はカード会社とする。

(メリット)

- 支出の目的ごとに支出額を計上するため、政治資金が何に使われたのか明らかである。
- 実際に現金が移動する口座振替時点で支出額を計上するため、現金の流れに沿った記載とすることが可能。

(デメリット)

- カードの使用時点、物品やサービス等の購入先が明らかでない。
- カード使用時点とは別に口座振替時点を把握しなければならないため、事務負担が大きい。

(デメリットへの対応)

- 「備考」欄にクレジットカード支払いである旨、カード使用時点、物品やサービス等の購入先を補足する。ただし、「備考」欄への記載は任意事項であり義務づけは不可。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	食事代	50,000	H21. 3. 10	○○カード	クレジットカードによる支払 H21. 1. 20 ○○店
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	会議室借上代	30,000	H21. 3. 10	○○カード	クレジットカードによる支払 H21. 1. 25 ○○ホテル
	合計	80,000			

(5) 口座振替時点目的別記載方式 (その2)

【記載方法】

- カード会社等に支出した口座振替時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。この際、支出年月日は口座振替時点とし、支出を受けた者は便宜上物品やサービスの購入先とする。

(メリット)

- 支出の目的ごとに支出額を計上するため、政治資金が何に使われたのか明らかである。
- 実際に現金が移動する口座振替時点で支出額を計上するため、現金の流れに沿った記載とすることが可能。

(デメリット)

- 支出を受けた者は、実際はカード会社であるが、便宜上物品やサービスの購入者とするものの是非について検討する必要がある。
- カードの使用時点が明らかでない。
- カード使用時点とは別に口座振替時点を把握しなければならないため、事務負担が大きい。

(デメリットへの対応)

- 「備考」欄にクレジットカード支払いである旨及びカード会社を補足する。ただし、「備考」欄への記載は任意事項であり義務づけは不可。
- カードの使用時点については摘要欄で補足。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	食事代 (H21. 1. 20)	50,000	H21. 3. 10	〇〇店	クレジットカードによる支払 〇〇カード
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	会議室借上代 (H21. 1. 25)	30,000	H21. 3. 10	〇〇ホテル	クレジットカードによる支払 〇〇カード
	合計	80,000			

収支報告書等への記載情報

	カード使用 時点・口座振替 時点並立記 載方式	カード使用 時点単 独記載方 式	口座振替 時点単 独記載方式	口座振替 時点目的 別記載方 式（その 1）	口座振替 時点目的 別記載方 式（その 2）
カード使用時点					
支出の 目的	○	○	備考で補足	○	○
支出金 額	○	○	備考で補足	○	○
支出年 月日	○	○	備考で補足	備考で補足	摘要で補足
支出を 受けた 者	○	○	備考で補足	備考で補足	○
口座振替時点					
支出の 目的	○	備考で補足	○	備考で補足	備考で補足
支出金 額	○		○		
支出年 月日	○	備考で補足	○	○	○
支出を 受けた 者	○		○	○	備考で補足

2. 領収書等の取扱いについて

(1) 現行の取扱い

- ① 政治資金規正法に規定する「支出」は、現金の移動を伴わない約束手帳のものは除かれていることから、クレジットカードの使用は、約束手帳の支出として法上の「支出」には該当せず、クレジットカードを使用した際に発行される書面は、法上の「支出を証すべき書面」に該当しないと解されている。
- ② 従って、クレジットカードを使用した場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（徴難明細書）」に記載する取り扱いとすることが原則であり、この場合、政治団体側にクレジットカードを使用した際に発行される書面の保管・提出義務はない。
- ③ 一方で、これら書面は、広く一般に領収書として取り扱われ、実際に多くの政治団体がこれら書面を法上の「支出を証すべき書面」として認識し、収支報告書に併せて提出する扱いとしているところであり、行政庁による形式審査においても法上の「支出を証すべき書面」に該当するか否かについて厳密な確認が行われていないのが実情である。
- ④ クレジットカードを使用した場合の会計帳簿への記載は、クレジットカードを使用し物品やサービスを購入した時点で収支両建て記載を行い、口座振替時点で支出した金額を計上することが基本（カード使用時点・口座振替時点並立記載方式）。

(2) 今後の取扱い（案）

クレジットカードを使用した際の会計帳簿への記載方法の簡略化の検討に当たっては、簡略化方式に応じて発行される書面の取扱いについて併せて検討する必要がある、具体的には以下の対応が考えられる。

① カード使用時点で会計帳簿に記載する方法（カード使用時点単独記載方式）

クレジットカードの使用を「支出」ととらえ、クレジットカードを使用した際に領収書として何らかの書面が発行される場合には、当該書面を法上の「支出を証すべき書面」として取り扱うことが、これら書面が広く一般に領収書として取り扱われていることを踏まえれば現実的な対応であり、収支報告の透明性の観点からも望ましいものとする。

ただし、クレジットカードの使用を「支出」ととらえることについて現行の取扱いとの関係で考え方の整理が必要。

② 口座振替時点で会計帳簿に記載する方法（口座振替時点単独記載方式、口座振替時点目的別記載方式）

カードの口座振替を「支出」ととらえ、口座振替時点で口座振替日をもって会計帳簿に記載する場合には、「支出を証すべき書面」が発行されないため、徴難明細書を作成させる扱いとする。

なお、カードを使用した際に発行される書面は法上の「支出を証すべき書面」に該当せず、政治団体においてこれら書面の保管・提出義務はないものであるが、実際に支出があったことを裏付ける書面ともなりうるものであることから、振込明細書と同様に、政治団体の任意で徴難明細書への添付を求める扱いも考えられる。

【参照条文】

●政治資金規正法（昭和23年法律第194号）

第4条（略）

2～4（略）

5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

（会計責任者等が支出をする場合の手続）

第11条 政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、1件5万円以上のすべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

2（略）

●公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（収入、寄附及び支出の定義）

第179条（略）

2（略）

3 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。

4（略）

○ クレジットカードを使用
した際にレシートとして
発行される書面

AEON
ジャスコ奈良店
TEL0742-33-7001 FAX0742-33-7005
http://www.aeon.info/

領収証
イオン株式会社

■お客様感謝デーのお知らせ■
お客さま感謝デーは、毎月20日・
30日開催致します。
■ときめきWポイント(2倍)デー■
毎月10日は、イオンカードのご利
用でときめきWポイント(2倍)



¥178,000
(内消費税等 ¥8,476)

但し 封筒代

現金・クレジット
上記金額正に領収いたしました。

ジャスコ奈良店

奈良県奈良市西大寺東町2-4-1
2007/05/09

※本書保管上のお願
財布・手帳にはさんで保管戴く
場合は、印字面を内側に折り保管
をお願いいたします。



領収証No: 35800470
取引No 71843

○ クレジットカードを使用
した際に発行される書面

納
税
認
済
支
払
憑
照
印
紙
申
告
付
印

ANA
領 収 書 様

¥53,000 (税込)
(クレジット支払い ¥63,000含む)

但し、旅客運賃料金として、
上記の金額正に領収致しました。
全日本空輸株式会社

本領収書は再発行不可となります。

発行日: 07-11-23
発行所: ANA株式会社
端末番号: 4648 *19786

○ クレジットカードを使用
した際に発行される書面

委員 限リ

資料 C

領 収 証

***** JTB 法人東京 **JTB**

No 06899378302-02-92
2007年11月19日

███ 様
下記の金額正に領収いたしました

¥ 91,200 *

但し11月19日 JR乗車券代金として

ご入金 内 訳	2007/11/19 クレジット	¥91,200	¥0
------------	------------------	---------	----

出納責任者 ███ 取扱者 ███

国会内支店 03-3581-2057

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。
③014015

A 067725
お客様用

○ クレジットカード支払いであ
る旨が記載された書面

NO.21169-0010 領 収 証 2007年04月03日

███ 様

¥81,500-

御飲食代として、上記正に領収いたしました。

鳥 善
有限会社

東京都港区西麻布4-2-6
TEL 03-5464-0466

収入
印紙